

新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>横浜市歴史博物館条例施行規則</u> (利用料金の減免) 第 10 条 条例第 11 条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (5) 市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 <u>利用料金の全額</u></p>	<p><u>横浜市歴史博物館条例施行規則</u> (利用料金の減免) 第 10 条 条例第 11 条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (5) 市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 <u>利用料金の 7 割 5 分相当額</u></p>
<p><u>横浜都市発展記念館条例施行規則</u> (利用料金の減免) 第 7 条 条例第 9 条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4) 市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 <u>利用料金の全額</u></p>	<p><u>横浜都市発展記念館条例施行規則</u> (利用料金の減免) 第 7 条 条例第 9 条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4) 市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 <u>利用料金の 5 割相当額</u></p>
<p><u>横浜ユーラシア文化館条例施行規則</u> (利用料金の減免) 第 7 条 条例第 9 条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4) 市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 <u>利用料金の全額</u></p>	<p><u>横浜ユーラシア文化館条例施行規則</u> (利用料金の減免) 第 7 条 条例第 9 条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4) 市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 <u>利用料金の 5 割相当額</u></p>
<p><u>横浜開港資料館条例施行規則</u> (利用料金の減免) 第 7 条 条例第 8 条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4) 市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が <u>利用する場合</u> <u>利用料金の全額</u></p>	<p><u>横浜開港資料館条例施行規則</u> (利用料金の減免) 第 7 条 条例第 8 条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 (4) 市長の発行する濱ともカードの交付を受けている者が、<u>展示室及び閲覧室の利用（展示室において、期間を限り、特別の企画による展示を行う場合の展示室及び閲覧室の利用を除く。）</u>をする場合 <u>利用料金の 5 割相当額</u></p>